

県内市町の平成 23 年度決算見込み(普通会計)及び健全化指標等

1 決算規模

歳入においては地方債の発行及び国庫支出金等の減少、歳出においては普通建設事業費の減少等により、決算規模は歳入・歳出とも4年ぶりに減少に転じた。

歳入	2兆3,436億円	(対前年度比	798億円、	3.3%)
歳出	2兆2,992億円	(対前年度比	759億円、	3.2%)

2 決算収支

(1) 実質収支：326億円の黒字〔全市町合計〕(前年度比+18億円)

・ 全団体黒字(最大：姫路市(56.5億円) 最小：尼崎市(0.2億円))

(2) 実質単年度収支：201億円の黒字〔全市町合計〕(前年度比121億円)

・ 30団体黒字、11団体赤字(最大：姫路市(40.7億円) 最小：伊丹市(17.1億円))

3 歳入・歳出の状況等

(1) 歳入決算の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度		平成22年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
1 地方税	888,441	37.9	884,436	36.5	4,005	0.5
うち市町村民税所得割	290,020	12.4	295,425	12.2	5,405	1.8
うち市町村民税法人税割	55,825	2.4	53,705	2.2	2,120	3.9
うち固定資産税	393,655	16.8	390,999	16.1	2,656	0.7
2 地方交付税等	453,876	19.4	467,039	19.3	13,163	2.8
地方交付税	337,784	14.4	339,862	14.0	2,078	0.6
臨時財政対策債	116,091	5.0	127,177	5.2	11,086	8.7
3 地方譲与税・交付金等	99,606	4.3	102,925	4.2	3,319	3.2
4 国庫支出金	336,576	14.4	361,561	14.9	24,985	6.9
5 県支出金	112,165	4.8	115,006	4.7	2,841	2.5
6 地方債	97,854	4.2	146,076	6.0	48,222	33.0
7 繰入金	43,589	1.9	33,077	1.4	10,512	31.8
8 その他	311,454	13.3	313,190	12.9	1,736	0.6
歳入合計	2,343,560	100.0	2,423,310	100.0	79,750	3.3
一般財源(1~3)	1,441,923	61.5	1,454,399	60.0	12,476	0.9
特定財源(4~8)	901,637	38.5	968,910	40.0	67,273	6.9

各欄で単位未満を四捨五入しているため、表内において合計が一致しない場合がある(以下同じ)。

地方税 8,884億円(前年度比+40億円、+0.5%)

・ 個人所得低迷の影響で、市町村民税所得割が前年度に比べ54億円減少となる一方、企業収益の回復により市町村民税法人税割が21億円増加、家屋の新增築分が土地・家屋等の減少分を上回ったことにより固定資産税が27億円増加となり、加えて平成22年10月の税率変更により市町村たばこ税が41億円増加となる等、全体として増加

地方交付税等 4,539億円(前年度比132億円、2.8%)

・ 阪神・淡路大震災時に発行した起債に係る公債費の減による基準財政需要額の減少や、市町村民税所得割、法人税割の伸びを見込んで算定されたことによる基準財政収入額の増加により、減少

地方譲与税・交付金等 996億円(前年度比33億円、3.2%)

・ 地方譲与税(183億円)：自動車販売台数減に伴う自動車重量譲与税の減少等により8億円減少
 ・ 県税交付金(714億円)：金利の低下による利子割交付金の減少等により15億円減少
 ・ 地方特例交付金(99億円)：児童手当及び子ども手当特例交付金が減額されたことにより10億円減少

国庫支出金 3,366億円(前年度比 250億円、6.9%)

- 生活保護負担金が137億円増加(前年度精算分を含む)したが、普通建設事業費支出金が398億円減少する等、全体として減少

県支出金 1,122億円(前年度比 28億円、2.5%)

- 障害者自立支援給付費等負担金が15億円増加したが、普通建設事業費支出金が41億円減少したこと等により全体として減少

地方債 979億円(前年度比 482億円、33.0%)

- 公共事業等債が121億円減少、公共用地先行取得等事業債が124億円皆減、学校教育施設等整備事業債が43億円減少、市民病院から移行した地方独立行政法人への貸付のための起債等が226億円減少したこと等により全体として減少

(2)歳出決算の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度		平成22年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
義務的経費	1,252,584	54.5	1,230,329	51.8	22,255	1.8
人件費	404,786	17.6	409,077	17.2	4,291	1.0
扶助費	493,960	21.5	470,370	19.8	23,590	5.0
公債費	353,838	15.4	350,883	14.8	2,955	0.8
投資的経費	247,562	10.8	313,686	13.2	66,124	21.1
普通建設事業費	242,915	10.6	307,700	13.0	64,785	21.1
補助事業費	87,552	3.8	112,051	4.7	24,499	21.9
単独事業費	146,902	6.4	177,061	7.5	30,159	17.0
災害復旧事業費	4,647	0.2	5,986	0.3	1,339	22.4
その他経費	799,097	34.8	831,113	35.0	32,016	3.9
うち物件費	251,870	11.0	243,508	10.3	8,362	3.4
うち補助費等	190,022	8.3	185,858	7.8	4,164	2.2
うち投資・出資金・貸付金	94,890	4.1	117,531	4.9	22,641	19.3
歳出合計	2,299,243	100.0	2,375,128	100.0	75,885	3.2

義務的経費 1兆2,526億円(前年度比+223億円、+1.8%)

- 人件費 4,048億円(前年度比 43億円、1.0%)
地方議会議員年金制度廃止後の給付に要する費用を市町が負担することに伴い共済負担金が36億円増加したが、職員の定員削減に伴い職員給が53億円減少、退職者数の減により退職金が32億円減少したこと等により全体として43億円減少
- 扶助費 4,940億円(前年度比236億円、5.0%)
国の社会保障関係費の増加を反映し、子ども手当等による児童福祉費が103億円増加したこと、生活保護費が79億円増加、障害者自立支援給付費等による社会福祉費が65億円増加したことなどにより全体として236億円増加
- 公債費 3,538億円(前年度比30億円、0.8%)
阪神・淡路大震災時に発行した起債の一部が償還終了したこと等により、災害復旧事業債に係る公債費が98億円減少したが、公共事業等債分が44億円増加、合併特例債分が29億円増加、臨時財政対策債が42億円増加したこと等により全体として30億円増加

投資的経費 2,476億円(前年度比 661億円、21.1%)

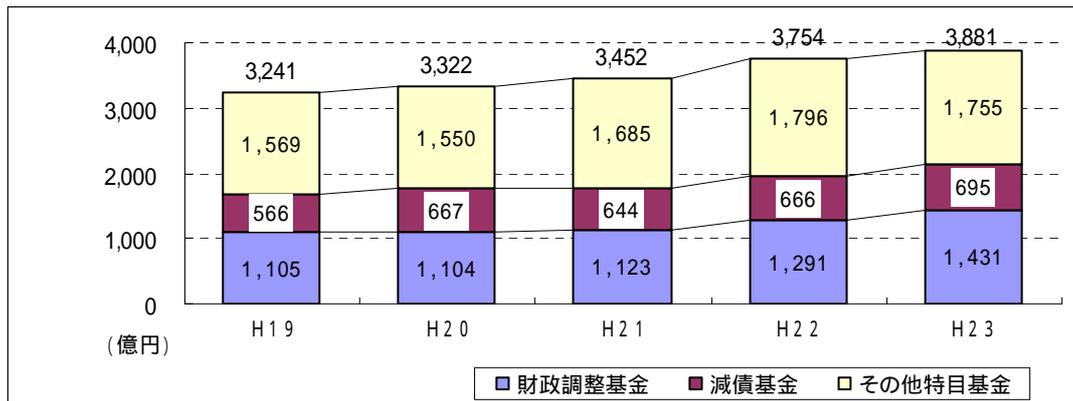
- 普通建設事業費は、補助事業で245億円減少、平成21年度補正予算で創設され、22年度に繰越されていた地域活性化交付金事業が23年度にはないこと等により単独事業で302億円減少したことから、全体として減少

その他経費 7,991億円(前年度比 320億円、3.9%)

- 市民病院から移行した独法行政法人の施設整備等に係る貸付金が226億円減少したこと等により、全体として減少

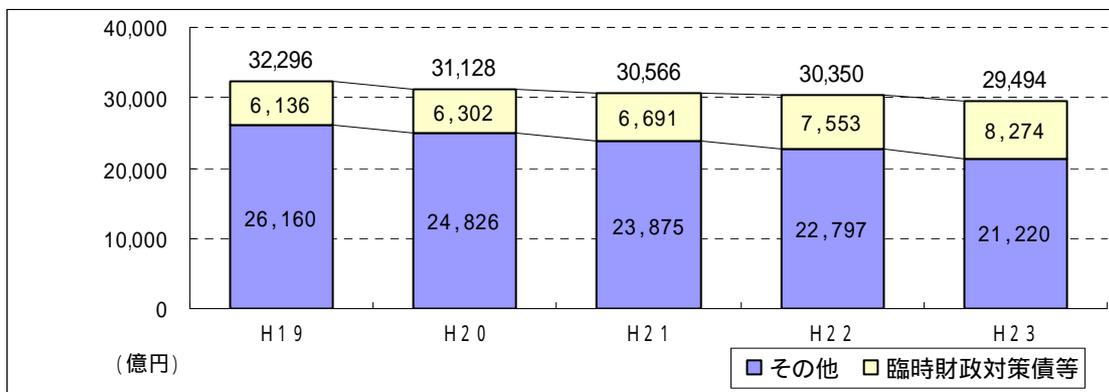
(3) 基金残高 3,881億円 (前年度比+127億円、H22末 3,754億円)

- ・ 財政調整基金が140億円積み増しされたこと等により、全体として3.4%の増加となった。



(4) 地方債残高 2兆9,494億円 (前年度比 862億円 H22末 3兆356億円)

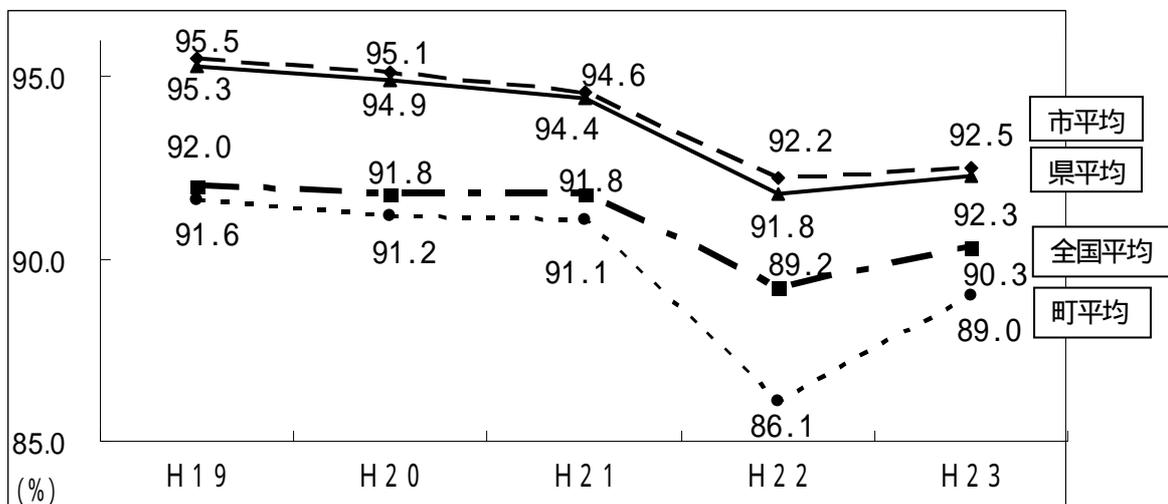
- ・ 近年の投資的経費の減少傾向を反映し、全体として 2.8%減少した。



4 財政指標等

(1) 経常収支比率 92.3% (前年度比+0.5% H22 91.8%)

- ・ 経常経費が 37 億円減少したが、臨時財政対策債を含む地方交付税の減に伴い経常収入も 154 億円減少したことにより、前年度から0.5%上昇した。
- ・ 市においては、退職者数の減少等による人件費の減や阪神・淡路大震災時に発行した起債の一部が償還終了したこと等による公債費の減等により、前年度から0.3%の上昇にとどまる。
- ・ 町においては、繰出金が7億円増加したことにより、前年度から2.9%上昇した。



(2) 健全化判断比率・・・【別紙1】

実質赤字比率

実質赤字団体はなし

以下の健全化判断比率は、23年度決算に基づく各市町の算定結果を速報値としてとりまとめたものであり、今後、変動する場合があります。

連結実質赤字比率

連結実質赤字団体はなし

実質公債費比率

早期健全化基準(25%以上)の超過団体はなし

33 団体で低下、7 団体で上昇

- ・ 繰上償還に伴う公債費充当一般財源等の減少、公営企業繰出金の減少等により、33 団体で数値の低下が見られた一方で、7 団体で数値が上昇した。
- ・ 地方債許可団体（18%以上）は、加西市・養父市・南あわじ市が18%を下回ったことから7 団体となった。（H22:10 団体）

最高：篠山市(22.7%) 淡路市(22.7%)、最低：猪名川町(4.1%)

実質公債費比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	23年度 A	22年度 B	増減 A - B	主な増減理由
1	篠山市	22.7	22.5	0.2	上水道事業債償還のための繰入金等の増(1.6億円)
	淡路市	22.7	22.5	0.2	企業債償還への繰入金等の増加(3.0億円)
3	香美町	20.7	22.8	2.1	過去の繰上償還の効果等による元利償還金等の減(2.9億円)

主な増減理由については、実質公債費比率が3年平均であるためH23年度とH20年度の増減内容を記載

将来負担比率

早期健全化基準(350%以上)の超過団体はなし

33 団体で低下したが、4 団体で上昇した

- ・ 繰上償還に伴う地方債現在高の減等により、多くの団体で数値が低下した。一方、公営企業債の繰出見込み額の増等により、4 団体で数値が上昇した。

最高：淡路市(269.3%)、最低：播磨町(128.8%)

将来負担比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	23年度 A	22年度 B	増減 A - B	主な増減理由
1	淡路市	269.3	238.4	30.9	企業債償還への繰入見込の増加(48億円)
2	上郡町	260.6	235.3	25.3	公共下水道事業への繰入見込額の増(6.3億円)
3	篠山市	247.1	256.4	9.3	継続的な新規発行抑制等による地方債残高の減(43億円)

(3) 資金不足比率・・・【別紙2】

経営健全化基準(20%)の超過団体は、三木市の病院事業(23.2%)の1事業となった。

資金不足が生じている事業数は、昨年度から1事業減少し、7事業(病院3、観光2、交通2)となった。

【参考】平成23年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覧表

（単位：百万円、％）

団体名	歳入総額		歳出総額		実質収支	実質単年度収支	基金残高			地方債現在高		経常収支比率		標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)
		増減率		増減率			増減率	増減率	うち 財政調整基金		増減率		増減	
1 神戸市	748,719	5.8	742,318	5.5	2,207	2,242	49,327	3.6	421	1,145,034	3.1	96.1	0.3	383,452
2 姫路市	217,515	3.3	209,549	3.3	5,651	4,074	44,595	2.6	14,074	198,388	1.9	82.1	0.3	117,810
3 尼崎市	191,710	5.5	191,518	5.6	23	45	19,313	3.9	3,606	275,919	2.3	93.8	1.7	98,940
4 明石市	99,722	1.0	98,480	2.0	1,054	154	8,169	0.1	4,545	101,551	0.0	93.6	0.5	54,757
5 西宮市	171,242	7.0	167,268	7.2	3,580	2,248	19,461	12.2	12,699	167,302	2.1	95.3	1.0	97,239
6 洲本市	24,595	8.5	23,528	8.1	926	844	4,600	22.9	2,402	40,268	3.4	89.8	1.3	13,736
7 芦屋市	37,118	11.7	35,526	14.3	1,553	1,377	17,882	3.4	6,952	70,170	5.8	98.7	8.8	23,568
8 伊丹市	64,059	2.3	63,618	1.1	317	1,708	8,527	17.7	5,992	65,077	1.4	99.8	11.5	38,386
9 相生市	12,716	0.2	12,272	0.9	350	170	4,437	6.2	2,798	13,725	2.2	91.7	3.2	8,261
10 豊岡市	49,690	1.1	48,406	0.4	1,174	2,471	13,897	1.6	5,689	57,571	3.4	87.4	0.4	29,198
11 加古川市	79,082	3.3	78,296	3.5	564	303	13,818	4.5	4,730	80,312	1.7	87.4	1.3	47,750
12 赤穂市	20,010	0.9	19,765	0.2	234	92	2,985	4.7	1,091	22,550	1.9	87.6	2.9	12,137
13 西脇市	19,535	0.6	18,816	0.1	570	6	6,773	19.4	3,457	15,989	2.7	89.8	0.5	11,513
14 宝塚市	68,795	4.2	67,795	3.6	605	195	11,213	1.6	4,758	77,275	3.1	97.8	2.0	42,070
15 三木市	29,682	0.2	29,569	0.1	35	316	5,947	8.1	2,267	30,504	2.8	92.8	1.3	18,796
16 高砂市	31,782	7.6	30,782	9.4	981	680	3,517	16.9	2,570	26,893	2.0	86.7	1.2	19,508
17 川西市	49,486	5.7	49,085	6.2	373	94	3,642	25.2	910	51,585	4.5	97.4	4.1	28,699
18 小野市	19,311	2.6	18,868	2.4	353	89	7,999	2.9	3,303	14,534	5.0	86.4	0.6	11,093
19 三田市	33,866	6.4	33,281	6.0	462	86	15,733	0.9	3,611	43,888	3.9	93.9	0.5	22,671
20 加西市	19,512	1.1	18,898	1.5	572	467	3,156	19.3	1,889	14,136	4.3	87.2	0.6	11,773
21 篠山市	23,053	6.5	22,623	6.3	395	1,045	8,672	11.8	4,374	33,921	11.0	100.7	15.5	16,045
22 養父市	21,387	3.8	20,519	3.6	628	933	7,029	19.7	2,795	27,406	4.0	86.4	3.5	13,527
23 丹波市	36,487	3.0	34,382	3.3	1,620	2,554	14,904	5.5	6,613	36,329	4.9	84.1	1.9	22,653
24 南あわじ市	26,571	0.6	25,372	1.2	848	758	7,766	14.9	1,300	37,436	3.4	84.2	0.3	16,813
25 朝来市	22,655	3.7	21,075	3.6	1,313	106	10,571	9.2	6,104	29,993	0.3	86.6	1.1	13,071
26 淡路市	28,524	1.9	27,709	0.3	691	653	4,826	4.8	1,373	48,402	5.0	87.3	3.2	18,254
27 宍粟市	25,208	6.6	24,229	6.7	797	621	6,357	9.7	2,045	33,408	1.3	93.9	0.7	15,243
28 加東市	18,188	2.3	17,407	2.1	712	341	9,223	16.1	4,391	16,623	1.4	82.8	0.1	11,812
29 たつの市	33,661	4.9	32,370	6.7	1,235	968	12,170	4.7	4,715	38,311	1.2	87.0	1.0	21,182
30 猪名川町	9,611	1.5	9,211	2.5	372	40	5,043	0.2	2,308	6,994	3.1	88.6	0.6	6,717
31 多可町	12,113	8.4	11,730	7.8	104	225	6,130	3.1	2,809	17,092	3.4	95.3	4.7	7,858
32 稲美町	9,590	4.3	9,166	5.0	407	428	3,179	18.9	1,982	8,041	0.8	83.3	1.1	6,493
33 播磨町	10,051	5.4	9,195	6.2	542	871	6,949	4.5	4,941	8,829	1.8	88.3	5.5	6,421
34 市川町	5,498	2.1	5,345	1.9	131	5	749	0.3	562	6,014	5.5	86.8	0.3	3,785
35 福崎町	7,763	1.1	7,578	1.4	181	89	1,443	0.0	1,047	9,453	1.5	87.9	4.9	4,924
36 神河町	8,127	16.0	7,919	15.9	149	269	1,918	11.4	883	9,973	5.4	92.9	3.1	5,399
37 太子町	10,011	1.5	9,834	3.0	166	237	2,604	18.0	1,479	8,733	2.1	88.8	4.9	6,761
38 上郡町	7,269	3.6	7,091	3.7	148	121	620	13.2	554	10,639	0.8	95.4	6.1	4,901
39 佐用町	15,097	7.6	14,939	6.0	98	579	8,728	9.1	2,698	17,012	5.6	82.7	2.0	9,229
40 香美町	14,168	0.0	13,912	1.3	207	840	2,610	0.0	1,277	17,914	7.7	90.7	4.4	8,738
41 新温泉町	10,380	5.7	9,999	4.3	316	156	1,592	35.2	1,061	14,196	2.8	89.8	3.0	6,697
合計(神戸市含)	2,223,880	3.2	2,183,323	3.2	29,823	18,994	346,506	3.0	121,477	2,814,500	2.8	92.5	0.3	1,239,959
合計(神戸市除)	1,475,161	1.9	1,441,005	1.9	27,616	16,752	297,179	2.9	121,056	1,669,466	2.6	90.8	0.5	856,507
町計	119,679	4.5	115,920	4.0	2,820	1,104	41,564	6.7	21,599	134,891	3.3	89.0	2.9	77,920
県計(神戸市含)	2,343,560	3.3	2,299,243	3.2	32,643	20,098	388,070	3.4	143,076	2,949,391	2.8	92.3	0.5	1,317,879
県計(神戸市除)	1,594,841	2.1	1,556,925	2.1	30,437	17,856	338,743	3.3	142,655	1,804,357	2.7	90.7	0.8	934,427

注1 経常収支比率の合計欄は加重平均。

【別紙1】県内市町の健全化判断比率一覧

(単位:%)

市町名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			
		(参考) 早期健全 化基準		(参考) 早期健全 化基準		順位	対前年度 増減率 (は改善)		順位	対前年度 増減率 (は改善)	
神戸市	-	11.25	-	16.25	12.1	13	0.8	152.6	30	19.8	
姫路市	-	11.25	-	16.25	10.1	10	0.6	67.9	15	16.2	
尼崎市	-	11.25	-	16.25	12.4	19	0.5	166.8	36	16.2	
明石市	-	11.25	-	16.25	8.4	5	0.1	66.5	14	16.5	
西宮市	-	11.25	-	16.25	9.8	8	0.9	65.4	13	12.9	
洲本市	-	12.88	-	17.88	15.7	27	0.9	134.0	25	19.3	
芦屋市	-	12.18	-	17.18	13.0	20	2.3	148.3	29	33.3	
伊丹市	-	11.50	-	16.50	7.5	3	0.3	60.7	11	9.5	
相生市	-	13.68	-	18.68	12.2	15	1.9	141.6	28	21.3	
豊岡市	-	11.84	-	16.84	18.3	35	0.5	153.4	31	15.3	
加古川市	-	11.29	-	16.29	8.3	4	0.5	37.3	6	30.2	
赤穂市	-	13.04	-	18.04	11.7	12	0.6	161.3	34	19.0	
西脇市	-	13.11	-	18.11	12.1	13	1.2	97.2	22	6.7	
宝塚市	-	11.41	-	16.41	9.1	7	0.1	64.6	12	13.9	
三木市	-	12.55	-	17.55	12.3	18	0.8	42.6	7	4.3	
高砂市	-	12.52	-	17.52	8.8	6	0.0	81.8	18	17.4	
川西市	-	11.87	-	16.87	11.4	11	0.4	160.9	33	1.7	
小野市	-	13.17	-	18.17	12.2	15	0.9	- (19)	1	-	
三田市	-	12.25	-	17.25	12.2	15	2.4	- (1.6)	1	-	
加西市	-	13.08	-	18.08	17.1	34	1.5	103.7	23	16.3	
篠山市	-	12.71	-	17.71	22.7	40	0.2	247.1	39	9.3	
養父市	-	12.90	-	17.90	16.5	31	2.2	121.1	24	23.7	
丹波市	-	12.26	-	17.26	13.1	21	1.5	58.7	10	27.1	
南あわじ市	-	12.66	-	17.66	16.1	29	2.1	158.7	32	26.8	
朝来市	-	12.94	-	17.94	17.0	33	0.9	96.0	21	23.9	
淡路市	-	12.58	-	17.58	22.7	40	0.2	269.3	41	30.9	
宍粟市	-	12.76	-	17.76	19.9	38	0.1	180.7	37	12.2	
加東市	-	13.08	-	18.08	14.5	25	2.2	- (3.9)	1	24.9	
たつの市	-	12.38	-	17.38	15.7	27	0.9	83.2	20	3.1	
猪名川町	-	14.15	-	19.15	4.1	1	0.2	- (106.8)	1	-	
多可町	-	13.79	-	18.79	15.6	26	1.1	46.8	8	13.4	
稲美町	-	14.23	-	19.23	9.8	8	1.1	49.5	9	21.1	
播磨町	-	14.26	-	19.26	4.9	2	1.1	- (128.8)	1	-	
市川町	-	15.00	-	20.00	16.9	32	0.5	134.0	25	7.1	
福崎町	-	15.00	-	20.00	13.3	23	1.7	136.6	27	16.3	
神河町	-	14.75	-	19.75	19.7	37	1.5	82.4	19	25.8	
太子町	-	14.13	-	19.13	13.2	22	0.8	75.0	17	20.8	
上郡町	-	15.00	-	20.00	16.3	30	0.2	260.6	40	25.3	
佐用町	-	13.47	-	18.47	14.2	24	0.1	69.4	16	18.0	
香美町	-	13.57	-	18.57	20.7	39	2.1	182.0	38	14.3	
新温泉町	-	14.16	-	19.16	18.6	36	0.3	163.8	35	10.5	
								33団体で改善、7団体で悪化		33団体で改善、4団体で悪化	

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、赤字が生じない団体は「-」で表示。

注2 将来負担比率について、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率が算定されない団体は、「-」で表示。
(下段括弧書きで、公債費充当可能財源等の超過率を参考表示。)

注3 順位は、比率の低い順。

【別紙2】 資金不足比率の状況

事業	団体	H23年度			H22年度		備考
		資金不足額 (百万円)	資金不足比率 (%)	解消予定 年度	資金不足額 (百万円)	資金不足比率 (%)	
病院	三木市 (経営健全化団体)	1,194	23.2 計画値 (21.7)	H25	968	19.4 計画値 (23.7)	H20年度決算で資金不足比率が経営健全化基準を超えたため、H21年度から経営健全化計画を策定し実施中。 年度前半の入院収益が見込みより伸びなかったこと及び外来収益が落ち込んだことから、資金不足比率が悪化。 なお、H25.10に小野市と企業団立の新病院を建設するため病院事業は廃止を予定。
	川西市	232	6.6	未定	482	12.6	一般会計からの長期貸付により資金不足が減少。
	たつの市	-	-	-	37	2.6	一般会計からの繰入金により資金不足が解消。
	新温泉町	61	6.0	未定	26	2.4	医業収益の減少により資金不足比率が悪化。
	西脇市	-	-	-	78	1.2	医業収益の増加により資金不足が解消。
観光	たつの市	151	17.5	未定	142	15.4	売り上げの減少、施設の修繕費の増加により、資金不足比率が悪化。 委員会を設置し、経営健全化に向け検討中。
	香美町	1	4.0	H24	-	-	大規模改修の実施により、一時的に資金不足が発生。
交通 (自動車 運送)	尼崎市	414	17.2	未定	498	18.2	経費削減、一般会計からの繰入により、資金不足比率が改善。 市の設置した審議会の答申(H24.7)を踏まえ、事業のあり方を検討中。
	神戸市	883	7.6	H28	1,088	9.5	償還の進捗による企業債の元金償還額の減等により、資金不足比率が改善。

経営健全化基準・・・資金不足比率20%以上

用語集

1 財政収支の均衡をみる指標

項目	算定式	説明
形式収支	歳入決算額 - 歳出決算額	現金主義の建前に立って、当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含む。）と支出された現金との差額を示した指標
実質収支	形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源	発生主義の要素を加味して、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を示した指標
単年度収支	当該年度実質収支 - 前年度実質収支	前年度の実質収支を除外した当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を示した指標
実質単年度収支	単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 起債繰上償還額（任意に行ったもの） - 財政調整基金取崩額	単年度収支から、実質的な黒字要素（基金積立、繰上償還）及び赤字要素（基金取崩）を考慮した実質的な単年度収支を示した指標

2 財政構造の弾力性をみる指標

項目	算定式	説明
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$ <p> 経常経費：人件費、扶助費、公債費等 経常一般財源：地方税、普通交付税、地方譲与税等 </p> <p>H13以降においては、経常一般財源に、減税補填債及び臨時財政対策債の発行額を加えて算出する（H19以降減税補填債に替えて減収補填債特例分を加えて算出）。</p>	<p>経常的経費に経常一般財源がどの程度充てられているかを示した比率で、比率が小さいほど、臨時の財政需要に充当できる経常一般財源（経常剰余財源）が大きくなり、財政構造が弾力的であるといえる。</p> <p>公営企業会計における「経常収支比率」とは定義が異なる。</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示したもので、通常水準の行政活動を行ううえで必要な一般財源の総量</p> $\left[\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} + \left[\begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right] + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$	

3 その他

項目	説明
普通会計	<p>個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難である。このため地方財政統計上統一的に用いられている会計区分。</p> <p>一般会計と、特別会計のうち公営事業会計に属するもの以外の会計を合算した会計区分をいう。</p> <p>公営事業会計... 公営企業（水道、病院、交通など）、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、収益事業（競馬、競艇、宝くじなど）、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計</p>
一般会計	<p>地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費を一般会計で処理しなければならない。</p> <p>特別会計... 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。</p> <p>特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる。（地方自治法第209条第2項）</p>
臨時財政対策債	<p>地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度より地方財政法第5条の特例となる地方債として発行されるもの。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金は、翌年度以降の地方交付税の算定において基準財政需要額に全額算入される。</p> <p>なお、臨時財政対策債（又は臨時財政対策債発行可能額）は、通常の地方債とは異なり、各指標（経常収支比率、実質公債費比率等）の算定において一般財源として取り扱う。</p>

《地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要》

基準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、全団体が、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定・公表することとされ、その1つでも別表1「早期健全化基準(値)」、「財政再生基準(値)」を上回った場合は、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められる。

また、公営企業についても、資金不足比率を算定・公表することとされ、その比率が別表2「経営健全化基準(値)」を上回った公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられる。

〔健全化判断比率等は、平成19年度決算から算定・公表され、平成20年度決算から基準以上となった団体に対する計画策定の義務付けが適用される。〕

(別表1)

	早期健全化基準(値)		財政再生基準(値)	
	市町村	(参考)都道府県	市町村	(参考)都道府県
実質赤字比率	標準財政規模に応じて 11.25～15.0%	3.75%	20.0%	5.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じて 16.25～20.0%	8.75%	30.0% (20、21年度は40.0% 22年度は35.0%)	15.0% (20、21年度は25.0% 22年度は20.0%)
実質公債費比率	25.0%	25.0%	35.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	400.0% (都道府県・政令市)		

(別表2)

	経営健全化基準(値)
資金不足比率	20.0%

各指標の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：
 - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
 - 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・実質連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元金償還金} \cdot \text{準元金償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

資本の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。

なお、施設の耐用年数と企業債償還年限の違いから発生する赤字等については、資金の不足額から一定控除されることとなっています。

事業の規模：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額。